

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次頁のとおりとする。

R 4 阿土 椿泊漁港（谷ノ浦地区） 阿南・椿 浮体式係船岸詳細設計業務

特 記 仕 様 書

1. 業務名称

R 4 阿土 椿泊漁港（谷ノ浦地区） 阿南・椿 浮体式係船岸詳細設計業務

2. 業務の目的

本業務は、椿泊漁港(谷ノ浦地区)において、耐震強化岸壁(-3.0m)前面泊地に計画されている浮体式係船岸の設計を実施するものである。

3. 業務内容

3.1. 設計計画

本業務の目的と主旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し提出するものとする。

3.2. 資料収集整理

設計の基礎資料とするため、既存資料(-3.0m 岸壁設設計資料、完成図書、土質資料等)の収集整理を行う。

3.3. 現地踏査

収集整理した既存資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、計画予定地周辺施設の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況等を把握し整理する。

3.4. 設計条件

(1)利用・自然条件設定

設計にあたっての利用条件、自然条件などの設計条件を整理・設定する。

(2)土質資料整理解析

土質資料を整理・解析し、所要の土質条件を設定する。
設計に使用する地質調査資料は、発注者より貸与する。

3.5. 規模・配置、係留方式、材質の選定

(1)規模・配置の検討

利用条件等に基づき、浮体の規模並びに配置位置の検討を行う。

(2)係留方式の選定

係留方式は、チェーン式、杭式の2方式から利用目的の重要度や、設置場所の状況、経済性等に配慮して適切に選定する。

(3)構造形式(材質)の選定

浮体の材質は、RCH(鉄筋コンクリートと鋼材を一体化した合成板)、PCH(プレストレストコンクリートと鋼材の複合構造)、ST(鋼製)、FRP(強化プラスチック)の4材質から概略の浮体基本断面の検討を行い、利用目的の重要度や、設置場所の状況、経済性等に配慮して適切に選定する。

3.6. 照査

照査技術者は、上記成果の成果品について照査を実施し、照査報告書として提出する。

3.7. 報告書作成

設計条件、使用した基準、対策工決定の根拠や経緯等について分かりやすくとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル） 1 部
- ・ 電子成果品（電子媒体） 2 部（正・副各 1 部）

3.8. 打合せ協議

打合せは、着手時、中間1回、成果納品時の計3回実施するものとする。